

只見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	4,921	7,077,776	181,161	798,508	11.3	14.0

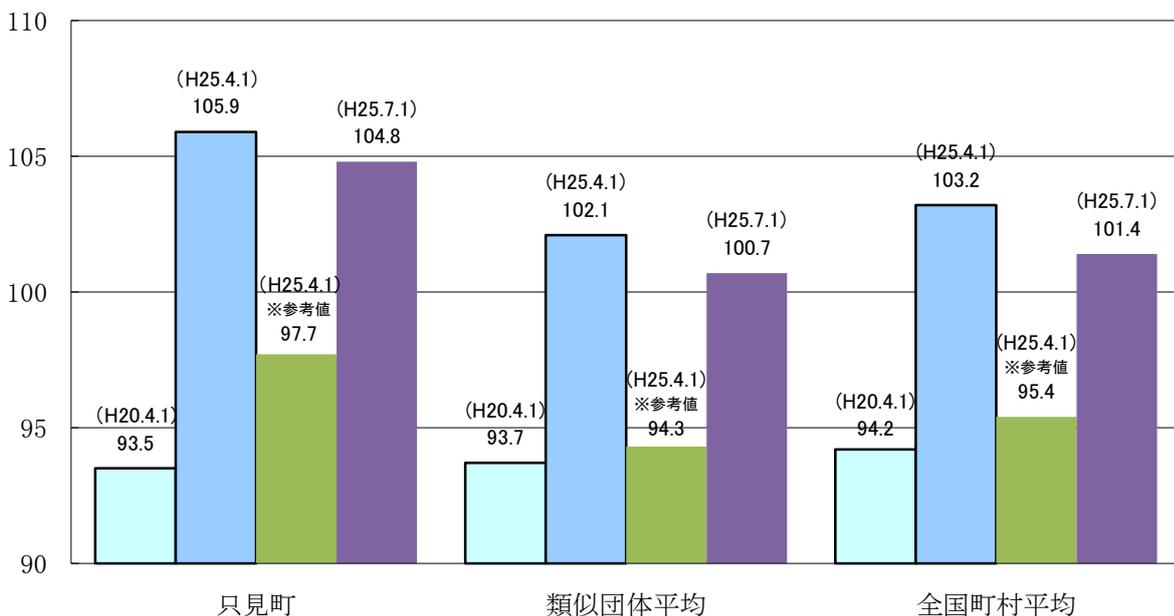
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度 24	77	257,429	66,663	92,282	416,374	5,407	5,473

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 福島県人事委員会

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 405,539	円 405,463	円 76	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給月 数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 0.00	月 3.9	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である

2 一般行政職給料表の状況 (25年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の 給料月額	247,900	313,700	361,500	406,800	418,400	438,400

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
只見町	39.7 歳	303,242 円	388,219 円	344,134 円
福島県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	— 円	376,257(405,463) 円
類似団体	42.4 歳	308,516 円	346,738 円	333,744 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢 平均給与月額 (B)	
只見町	* 歳	* 円	* 円	* 円	—	—	—
うち運転手	* 歳	* 円	* 円	* 円		歳	円
福島県	50.6 歳	333,270 円	388,918 円	365,556 円	—	—	—
国	49.9 歳	272,11 (286,850) 円	— 円	309,534 (325,400) 円	—	—	—
類似団体	52.2 歳	276,153 円	298,261 円	289,619 円	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
只見町	—	—	—
うち運転手	* 円	* 円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区 分		只見町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	円
技能労務職	高校卒	149,100 円	144,500 円	円
	中学卒	135,300 円	136,100 円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	* 円	* 円	* 円
	高校卒	* 円	* 円	* 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	* 円
	中学卒	* 円	* 円	* 円

※各区分とも該当者が少人数のため個人が特定されるため掲載しない

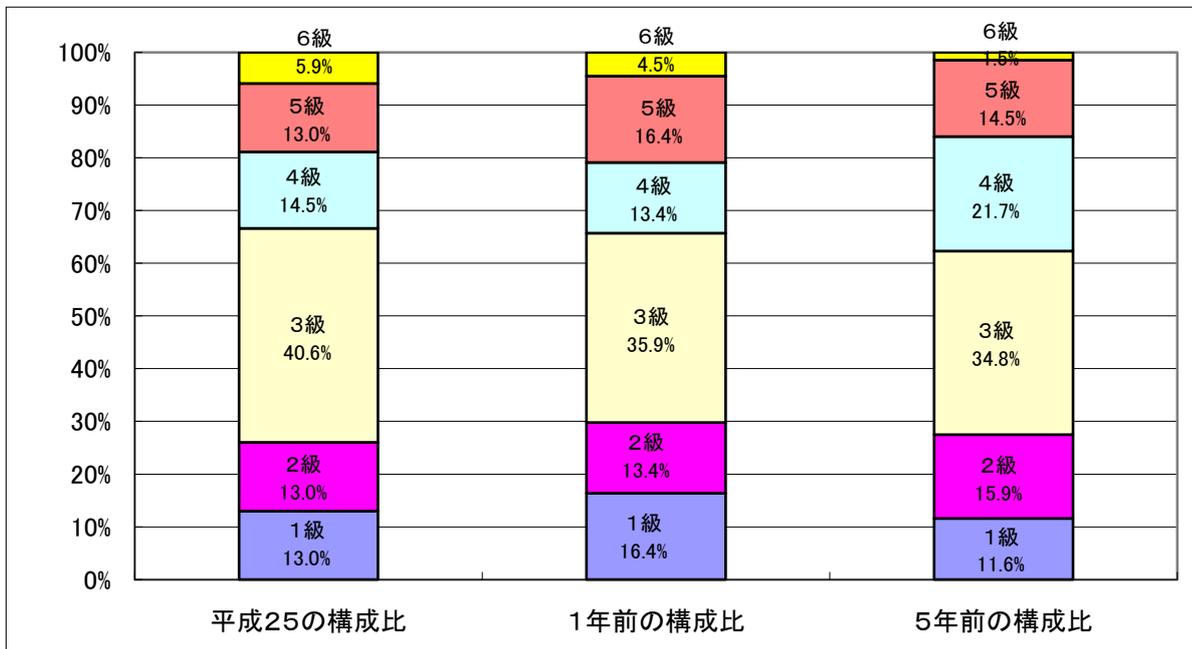
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、主事	9 人	13.0 %
2 級	副主査	9 人	13.0 %
3 級	主任主査、主査	28 人	40.6 %
4 級	副主幹、班長、主任主査、主任技査	10 人	14.5 %
5 級	課長・室長・主幹	9 人	13.0 %
6 級	参事	4 人	5.9 %

(注) 1 只見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

只見町	福島県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,357 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,638 千円	*
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

只見町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 9,236 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		2,339 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		779,460 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
朝日診療所医師のみ	15 %	3 人 15 %

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	14,194 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	1,182,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	11.3 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師及び歯科医師の特殊勤務手当	医師及び歯科医師	その業務に従事した場合	月額60万円の範囲内
看護師等の特殊勤務手当	看護師	夜間、週休日、休日の勤務1回につき	3,000円
放射線技師の特殊勤務手当	放射線技師	放射線業務	月額1万円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	40,826 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	552 千円
支給実績(23年度決算)	46,215 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	531 千円

一般会計のみ
選挙分超過勤務除く

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 6,500円～13,000円	同		16,304 千円	313,521 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃のみ) 自宅にかかるもの住居手当 2,500円、築後5年間は 3,500円	異	支給要件、支給額	2,614 千円	261,310 円
通勤手当	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関、交通用具を使用している職員に支給 自家用車の場合 2,500円～22,900円	異	支給区分、支給額	11,343 千円	138,571 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 困難課長職 36,000円 課長相当職 35,000円 班長相当職 32,000円	異	支給区分、支給額	9,698 千円	346,350 円
宿日直手当	当該勤務1回につき 4,200円	同		1,790 千円	255,600 円
寒冷地手当	基準日に支給対象地域に在勤する職員 地域区分、世帯等に応じた額	同		7,050 千円	66,503 円

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	403,200 (677,700)	円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 町 長	541,800	円	750,000 円/ 403,200 円
			円	635,000 円/ 455,000 円
報酬	議 長	270,900	円	300,000 円/ 160,000 円
	副 議 長	209,700	円	245,000 円/ 140,000 円
	議 員	189,900	円	223,000 円/ 127,400 円
期末手当	町 長	(24年度支給割合)		
	副 町 長	2.90	月分	
退職手当	議 長	(24年度支給割合)		
	副 議 長	2.90	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	給料月額×在職月数×48/100	(支給時期)
	副 町 長		給料月額×在職月数×29/100	任期毎に支給
			給料月額×在職月数×26/100	任期毎に支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行なう前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた

場合における退職手当の見込み額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

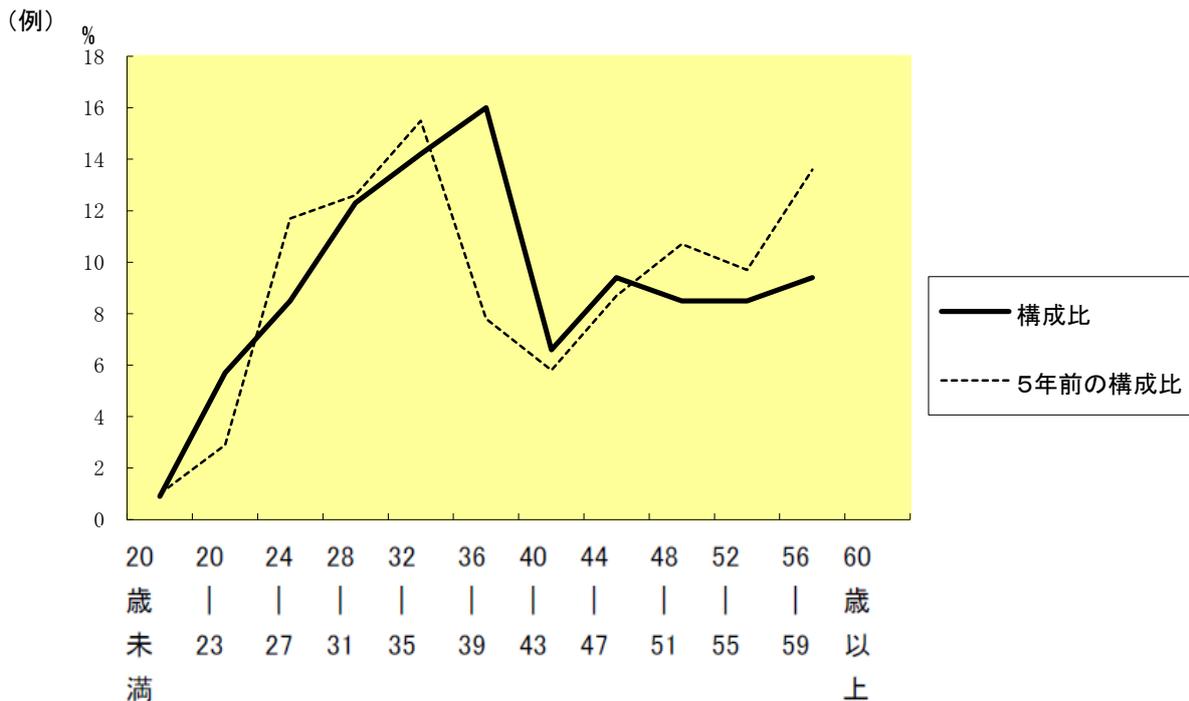
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総 務	23	24	1	新規事業
	税 務	5	6	1	災害復旧により前年不補充分を補充
	農 水	10	11	1	災害復旧復興対策
	商 工	5	5	0	
	土 木	5	6	1	災害復旧復興対策
	福祉関係	20	20	0	
	小 計	70	74	4	
特別行政部門	教 育	8	8	0	
	小 計	8	8	0	
公営 企業 等部 門	病 院	16	15	-1	退職者不補充
	水 道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	8	8	0	
	小 計	26	25	-1	
合 計		104 [135]	107 [135]	3 []	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	9人	13人	15人	17人	7人	10人	9人	9人	10人	0人	106人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	74	72	70	71	70	74	0 (0.0%)
教育	6	6	7	7	7	7	1 (16.7%)
普通会計計	80	78	77	78	77	81	1 (1.3%)
公営企業等会計計	23	26	25	23	26	25	2 (8.7%)
総合計	103	104	102	101	103	106	3 (2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

※教育長を除く

8 公営企業職員の状況 無